

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中特別職の職員の給与に関する法律附則に一項を加える改正規定を削る。

附則第一条第二項中「及び給与法附則に一項を加える改正規定」を削る。



この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約五億円の見込みである。